



## 瑞穂市第3次総合計画

---

# 資料編



# 1 瑞穂市総合計画策定条例

平成24年12月20日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想で示した将来像の実現に向け、各分野の基本方針や主要施策を体系的に示すものをいう。

(総合計画の策定と位置付け)

第3条 市長は、市の最上位計画として総合計画を策定し、これに即して市政を運営しなければならない。

(総合計画策定審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、瑞穂市総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議決)

第5条 市長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、瑞穂市議会基本条例（平成23年瑞穂市条例第19号）第10条の規定に基づき、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更に、前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、基本構想に基づき、基本計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第7条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第8条 個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき策定されている基本構想については、第5条第1項の規定による議決を受けて策定された基本構想とみなす。

(瑞穂市総合計画審議会条例の廃止)

3 瑞穂市総合計画審議会条例（平成15年瑞穂市条例第18号）は、廃止する。

## 2

# 瑞穂市総合計画の策定に係る組織の設置に関する訓令

令和6年3月28日

訓令第5号

改正 令和7年3月21日訓令第5号

令和7年6月23日訓令第18号

(趣旨)

第1条 この訓令は、瑞穂市総合計画策定条例（平成24年瑞穂市条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する総合計画を策定するに当たり、必要な組織について定めるものとする。

(組織の設置)

第2条 条例第2条第2号に規定する基本構想及び同条第3号に規定する基本計画の素案を策定するため、次の組織を置く。

(1) 総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）

(2) 総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）

(策定委員会)

第3条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の素案の策定に関すること。

(2) 基本構想等の素案の策定に係る意見の具申及び助言に関すること。

(3) 基本構想等の策定に係る総合調整に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、基本構想等の素案の策定に必要な事項に関すること。

2 策定委員会の構成員（以下「委員」という。）は、別表第1に掲げる者により構成する。

3 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長の職にある者をもって充て、副委員長には副市長の職にある者又は企画部長を充てる。

4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(プロジェクトチーム)

第4条 プロジェクトチームは、策定委員会の所掌事務を補佐する。

2 プロジェクトチームの構成員（以下「チーム員」という。）は、別表第2に掲げる課等に所属する者で、原則として副主幹以上の職にある者をもって構成する。

3 プロジェクトチームにリーダー及び副リーダーを置き、リーダーには総合政策課長を充て、副リーダーは、リーダーが指名する。

4 リーダーは、プロジェクトチームの会務を総理し、会議の議長となる。

5 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員会の委員及びプロジェクトチームのチーム員の任期は、基本構想等が条例第5条第1項に基づき議会の議決を得たときまでとする。

(報告)

第6条 委員長は、基本構想等の素案の策定状況を必要に応じて市長に報告しなければならない。

(任命権者の承認)

第7条 第3条第2項に定める委員及び第4条第2項に定めるチーム員のうち、別表第1に定める教育委員会事務局長、議会事務局長及び監査委員事務局長並びに別表第2に定める教育委員会事務局、議会事務局及び監査委員事務局に所属する者は、会議に出席するに当たり各任命権者の承諾を得るものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会及びプロジェクトチームの庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

副市長
教育長
企画部長
総務部長
市民部長
健康福祉部長
巢南庁舎管理部長
都市整備部長
都市整備部調整監
環境経済部長
上下水道部長
会計管理者
教育委員会事務局長
議会事務局長
監査委員事務局長

別表第2 (第4条関係)

	課等
企画部	総合政策課 市民協働安全課
総務部	総務課 財務情報課
市民部	市民課 税務課 医療保険課



健康福祉部	福祉生活課 子ども支援課 地域福祉高齢課 健康推進課
都市整備部	都市開発課 穂積駅圏域拠点整備課 都市管理課
環境経済部	商工農政観光課 環境課
上下水道部	上水道課 下水道課
菓南庁舎管理部	市民窓口課
会計課	
議会事務局	
監査委員事務局	
教育委員会事務局	教育総務課 学校教育課 幼児教育課 生涯学習課 給食センター

### 3 諮問書

瑞政第112号  
令和6年11月21日

瑞穂市総合計画策定審議会  
会長 曾我部 雄樹 様

瑞穂市長 森 和 之

## 諮 問 書

下記の事項について、貴会の意見を求めます。

#### 1. 諮問事項

新総合計画の基本構想の策定について

#### 2. 諮問趣旨

当市では、市政における最上位の計画として、平成28年3月に瑞穂市第2次総合計画を策定し、「誰もが未来を描けるまち瑞穂」の実現に向け、まちづくりを進めています。当計画は令和7年度をもって期間満了を迎えることから、瑞穂市総合計画策定条例第3条に基づき、新総合計画を策定しなければいけません。

当計画の策定から8年が経過し、少子高齢化、大規模災害、感染症への対策、情報通信技術の急速な進歩等、社会の変化が加速化し、行政が対応すべき課題は複雑化しています。これらの課題に加え、今後、市が直面する課題に向き合った上で、明確な都市将来像を掲げ、その実現に向けて取り組んでいくための指針となる新総合計画の基本構想の策定について、瑞穂市総合計画策定条例第4条に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 4 答申書

令和7年8月7日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市総合計画策定審議会  
会長 曾我部 雄樹

瑞穂市第3次総合計画の基本構想の策定について（答申）

令和6年11月21日付け、瑞政第112号により諮問のありました瑞穂市第3次総合計画の基本構想の策定について、慎重に審議を重ねた結果、次の通り答申いたします。

答申

本審議会に付託された瑞穂市第3次総合計画の基本構想案は妥当なものと認めます。

瑞穂市第3次総合計画の基本構想案の策定にあたり実施された市民意識調査、ワークショップ等の市民の参画・協働の取り組みは、市民・議会・行政が相互理解のもと一体となった都市づくりを進めるうえで、有意義であったと評価できます。その上で本審議会に付議された総合計画案については、将来展望で定められた「市の将来像」、「本計画における目標人口」、「本計画における目標指標」、「将来の都市空間像」を設定し、施策の実現に向けた必要な基本目標が体系的に示されており、客観的に計画の推進が管理できるものと評価します。

本審議会には多様な立場の委員が参集し活発な意見交換が行われたが、どの意見も行政に対する期待が込められています。基本構想に基づく基本計画、実施計画の策定にあたっては、本審議会の審議結果を十分に踏まえ、着実な推進に努められるよう要請します。

## 5 瑞穂市総合計画策定審議会委員名簿

役職	氏名	所属等	備考
会長	曾我部 雄樹	朝日大学	
副会長	溝川 哲哉	瑞穂市自治会連合会	
委員	赤尾 達也	公募	
	新井 正信	瑞穂市老人クラブ連合会	
	泉 浩資	シーシーエヌ株式会社	
	宇野 秀一	瑞穂市民生委員児童委員協議会	
	大野 寛		任期～ R6.9
	吉田 哲史	瑞穂市金融協会	任期 R6.10～ R7.3
	甲田 純子		任期 R7.4～
	加木屋 加緒里	瑞穂市教育委員会	
	亀山 成高	岐阜県（清流の国づくり政策課）	任期～ R7.3
	山川 昌宏	// （総合政策課）	任期 R7.4～
	川端 光昭	岐阜工業高等専門学校	
	久富 和浩	瑞穂市社会福祉協議会	
	高田 里美	瑞穂市農業委員会	
	竹林 成熙	公募	
	戸田 一文	瑞穂市 PTA 連合会	
	中林 由紀子	公募	
	成瀬 幸太郎	公募	
	廣瀬 啓司	瑞穂市商工会	
	馬淵 晃	瑞穂市消防団	
	松原 哲	公募	
若曾根 明仁	公募		

## 6 総合計画策定委員会名簿

役職	所属等	令和6年度	所属等	令和7年度
委員長	副市長	梶浦 要	副市長	梶浦 要
副委員長	副市長	丹羽 俊一	企画部長	矢野 隆博
委員	教育長	服部 照	教育長	服部 照
	企画部長	磯部 基宏	総務部長	石田 博文
	総務部長	石田 博文	市民部長 兼 巢南庁舎管理部長	佐藤 雅人
	市民部長 兼 巢南庁舎管理部長	臼井 敏明	健康福祉部長	佐藤 彰道
	健康福祉部長	佐藤 彰道	都市整備部長	坂野 嘉治
	都市整備部長	桑原 秀幸	都市整備部調整監	江崎 哲也
	環境水道部長	矢野 隆博	環境経済部長	臼井 敏明
	会計管理者	広瀬 進一	上下水道部長	工藤 浩昭
	教育委員会事務局長	佐藤 雅人	会計管理者	林 美穂
	議会事務局長	井上 克彦	教育委員会事務局長	磯部 基宏
監査委員事務局長	今木 浩靖	議会事務局長 兼 監査委員事務局長	井上 克彦	

## 7 総合計画策定プロジェクトチーム名簿

役職	所属等		R 6年度		所属等		R 7年度		
リーダー	企画部	総合政策課	木村 絵里子	企画部	総合政策課	木村 絵里子			
副リーダー	企画部	総合政策課	宇野 佳一	企画部	総合政策課	宇野 佳一			
チーム員	企画部	市民協働安全課	馬淵 大治	企画部	市民協働安全課	馬淵 大治			
	総務部	総務課	森川 正	総務部	総務課	森川 正			
		財務情報課	松尾 路成		財務情報課	久保田 覚			
	市民部	市民課	野津 今日子	市民部	市民課	土屋 美広			
		税務課	豊田 敦		税務課	豊田 敦			
		医療保険課	馬淵 好人		医療保険課	馬淵 好人			
	健康福祉部	福祉生活課	杉原 昌実	健康福祉部	福祉生活課	杉原 昌実			
		子ども支援課	棚橋 美佳子		子ども支援課	棚橋 美佳子			
		地域福祉高齢課	日比野 順子		地域福祉高齢課	日比野 順子			
		健康推進課	堀 祐紀恵		健康推進課	堀 祐紀恵			
	都市整備部	都市開発課	藤森 雅人	都市整備部	都市開発課	藤森 雅人			
		穂積駅圏域拠点整備課	坂 佳幸		穂積駅圏域拠点整備課	坂 佳幸			
		都市管理課	青木 崇泰		都市管理課	坂井田 剛志			
		商工農政観光課	玉置 公司		環境経済部	商工農政観光課	玉置 公司		
	環境水道部	環境課	野津 浩行	環境課		野津 浩行			
		上水道課	齋藤 哲也	上下水道部	上水道課	齋藤 哲也			
		下水道課	森 貞雄		下水道課	森 貞雄			
	巢南庁舎管理部	市民窓口課	郷 仁奈子	巢南庁舎管理部	市民窓口課	郷 仁奈子			
		会計課	清水 千尋	会計課		清水 千尋			
		議会事務局	松島 孝明	議会事務局		松島 孝明			
		監査委員事務局	桂川 伸哉	監査委員事務局		-			
	教育委員会事務局		教育総務課	島田 将志	教育委員会事務局	教育総務課	島田 将志		
			学校教育課	陶山 俊輔		学校教育課	陶山 俊輔		
幼児教育課			野口 智子	幼児教育課		安藤 浩			
生涯学習課			武藤 崇晃	生涯学習課		武藤 崇晃			
給食センター			棚瀬 敦夫	給食センター		棚瀬 敦夫			

## 8 瑞穂市第3次総合計画策定の経緯

年	日にち	内容
令和6年	2月6日	瑞穂市新総合計画策定方針策定
	3月28日	瑞穂市総合計画の策定に係る組織の設置に関する訓令策定
	5月13日	みずほ未来プロジェクト第1回プロジェクト会議
	6月19日	瑞穂市議会総務委員会協議会（新総合計画策定方針について）
	7月19日 ～8月5日	瑞穂市のこれからのまちづくりに関する市民意識調査実施
	7月22日 ～8月5日	瑞穂市のこれからのまちづくりに関する団体調査実施
	9月12日	瑞穂市議会総務委員会協議会（市民からの意見収集について）
	9月29日	まちづくり市民ワークショップ
	10月28日	みずほ未来プロジェクト第2回プロジェクト会議
	11月2日	朝日大学生×瑞穂市民まちづくりワークショップ
	11月5日	第1回総合計画策定委員会
	11月21日	第1回瑞穂市総合計画策定審議会
	12月11日	瑞穂市議会総務委員会協議会（市民意識調査結果について）
令和7年	1月27日	みずほ未来プロジェクト第3回プロジェクト会議
	3月4日	第2回総合計画策定委員会
	3月14日	第2回瑞穂市総合計画策定審議会
	3月15日	市民説明会
	4月24日	第3回瑞穂市総合計画策定審議会
	6月17日	第3回総合計画策定委員会
	6月19日	瑞穂市議会総務委員会協議会（基本構想について）
	6月30日	第4回瑞穂市総合計画策定審議会
	8月7日	瑞穂市議会総務委員会協議会（基本構想について）
		瑞穂市総合計画策定審議会からの答申
	8月26日	第4回総合計画策定委員会
	9月3日 ～10月2日	パブリックコメント（意見無し）
	9月10日、 13日	市民説明会
	9月19日	瑞穂市議会総務委員会協議会（基本構想、基本計画について）
	10月23日 ～31日	第5回総合計画策定委員会（書面開催）
	12月19日	令和7年第4回瑞穂市議会定例会 基本構想、前期基本計画の議決

## 瑞穂市第3次総合計画

令和8（2026）年3月

編集・発行 瑞穂市 企画部 総合政策課  
〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地  
TEL：058-327-4111（代）